

住民監査請求のしかた

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、藤沢市民の方が市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。（地方自治法第242条）

この制度は、市民の方の請求により、違法又は不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、藤沢市の財政面における適正な運営を確保し、市民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

2 請求の対象

住民監査請求をすることができるのは、次に掲げるような違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

（1）財務会計上の行為

違法又は不当な

- ① 公金（藤沢市の管理に属する現金など）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

※当該行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も含みます。

（2）怠る事実

違法又は不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ② 財産の管理を怠る事実

ただし、上記（1）の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときには、正当な理由がある場合を除き、住民監査請求をすることができません。（地方自治法第242条第2項）

3 請求の方法

- (1) 住民監査請求ができる方は、藤沢市内に住所を有する方です。
- (2) 住民監査請求をする事項について、書面を作成して申し出ることになっています。
- (3) 申し出の際は、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要になります。(例) 新聞記事など
- (4) 申し出は、直接持参するか郵送してください。

※請求書等に不備又は確認等が必要な場合は、来庁していただくことがあります。

※請求された方が藤沢市の住民であることを確認するため、請求された方の住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)を公用で取得します。取得した住民票の写し(又は登記事項証明書)は、請求された住民監査請求に係る事務以外には利用いたしません。

4 住民監査請求書の作り方

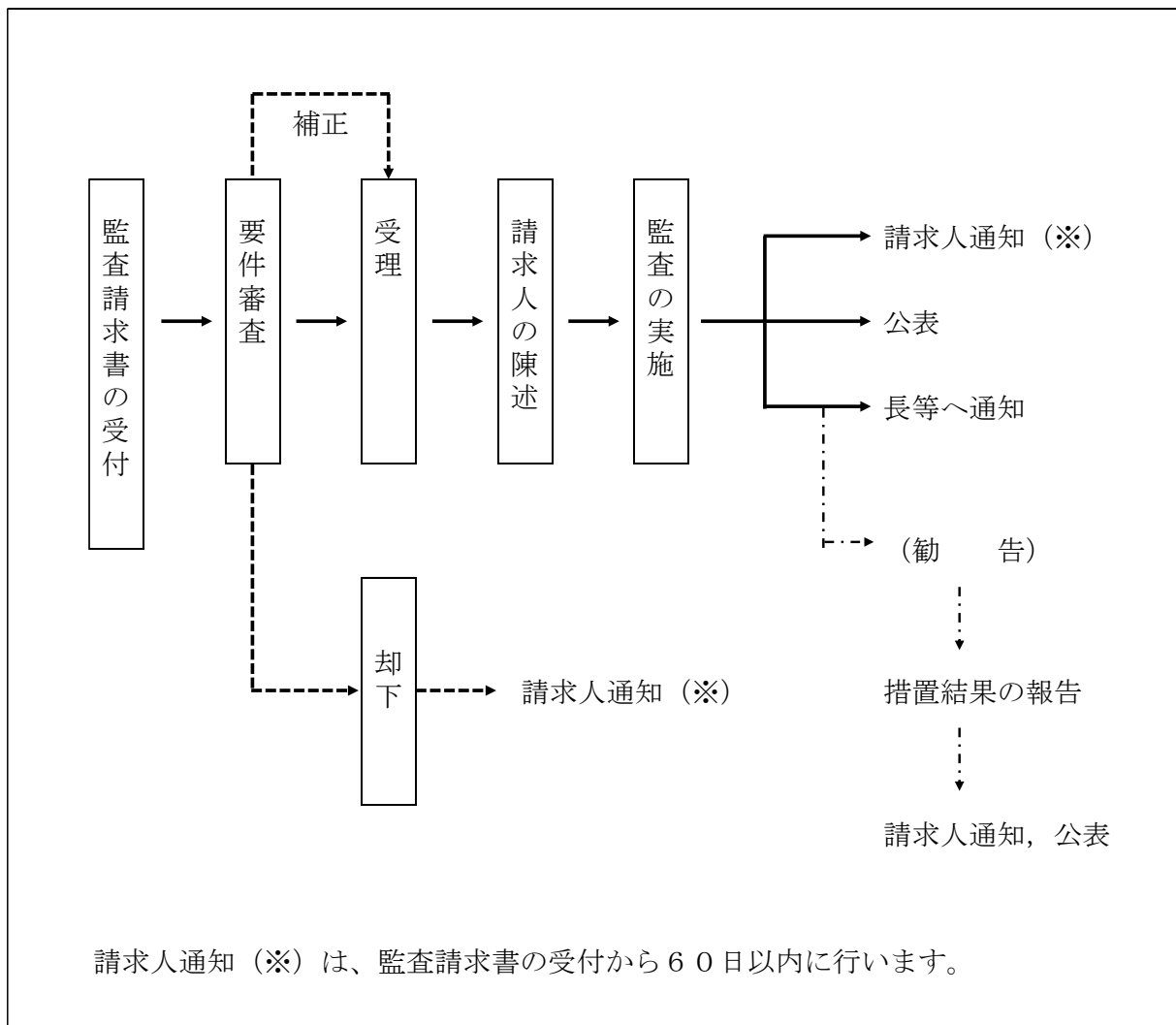
請求書の様式及び記載事項は次のとおりです。たて書きでも差しつかえありません。

<p>藤沢市職員措置請求書</p>
<p>(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨</p>
<p>1 請求の要旨</p>
<p>○ 次の事項について記載して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・だれが(請求の対象とする職員)・いつ、どのような財務会計上の行為をおこなっているか・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか・その行為により、どのような損害が生じているか・どのような措置を請求するのか
<p>2 請求者</p>
<p>住 所</p>
<p>氏 名 (自署)</p>
<p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>藤沢市監査委員 (あて)</p>

5 住民監査請求書の提出先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎7階
藤沢市監査事務局
TEL 0466-50-3563

6 住民監査請求の流れ



7 監査結果に不服がある場合

住民監査請求した方が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して措置を講ずるよう請求する手段があります。(地方自治法第242条の2)ただし、住民

訴訟の対象事項は違法な行為又は怠る事実に限られています。住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

なお、住民訴訟の手続き等の相談窓口は、管轄する地方裁判所になります。

出訴期間について

(1) 監査結果や勧告に不服がある場合 (監査請求が却下された場合も含む)	監査結果や勧告の内容の通知があった日から30日以内
(2) 監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置にかかる監査委員の通知があった日から30日以内
(3) 監査委員が、期間内に監査又は勧告を行わない場合	期間を経過したときから30日以内
(4) 監査委員の勧告を受けた市長や職員等が必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

8 参考

地方自治法（抜粋）

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行なわなければならない。
- 7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
- 11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

（住民訴訟）

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、

同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
 - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
 - 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
 - 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。
- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
 - 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内
 - 三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内
 - 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 3 前項の期間は、不変期間とする。
- 4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。
- 5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- 6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
- 7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
- 8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。
- 9 民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
- 10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。
- 11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。
- 12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

地方自治法施行令（抜粋）

（住民による監査請求）

第七十二条 地方自治法第二百四十二条第一項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

- 2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

地方自治法施行規則（抜粋）

第十三条 地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。